

和歌山デジタル化推進検討会議設置要綱

(設置)

第1条 県内市町村の情報システムの標準化その他デジタル化に関する事項を検討するため、和歌山デジタル化推進検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 県内市町村のデジタル化に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、知事が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる職にある者
- (2) 優れた識見を有する者のうちから、知事が依頼した者
- (3) 情報システムに関する事業者のうちから、知事が依頼した者

2 知事は、前項第2号及び第3号の委員が心身の故障のため業務の執行ができないと認めるとき、又は有識者委員等に業務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員に対する依頼を取り消すことができる。

(会長)

第5条 検討会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が招集する。ただし、最初に開催される検討会議の会議は、和歌山県総務部長が招集する。

2 会長は、検討会議の議長となる。
3 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
4 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討会議の庶務)

第8条 検討会議の庶務は、総務部総務管理局市町村課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、知事が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

和歌山市デジタル推進課長

橋本市政策企画課長

紀の川市経営企画課長

かつらぎ町企画公室長

広川町企画政策課長

和歌山県総務部長

和歌山県情報政策担当参事